

「(仮称) 肥薩風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、熊本県人吉市、球磨郡球磨村及び鹿児島県伊佐市において、総出力が最大68,800kW、定格出力が最大4,300kWの風力発電設備16基を設置する事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業については、対象事業実施区域の周辺に複数の住居が存在していることに加え、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。

また、対象事業実施区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカのペアによる営巣が複数確認されていることに加え、対象事業実施区域及びその周辺においてもクマタカの飛翔が確認されている。さらに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき森林鳥獣生息地に指定されている県指定奥十首鳥獣保護区が存在している。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在しており、対象事業実施区域の沢筋等において、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているベッコウサンショウウオ等の重要な両生類も確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。

このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

(3) 事後調査等について

- ア 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、このうち、本事業の搬出入経路付近の住居地区においては、工事用資材等の搬出入に伴い騒音レベルが最大で 20dB 増加する予測結果となっており、さらに、建設機械の稼働に伴い騒音レベルが最大で 26dB 増加し、環境基準を超過する予測結果となっている。

このため、工事工程の調整や防音シートの使用等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響を確認するとともに、環境影響が十分に低減されていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 水環境及び水生動物に対する影響

対象事業実施区域の大部分及びその周辺の一部は、森林法に基づき水源かん養保安林に指定され、対象事業実施区域の周囲には集落水道水源が存在しており、また、対象事業実施区域及びその周囲の沢筋等において、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているベッコウサンショウウオ等の重要な両生類も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

また、工事中において、河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないか等を確認するため、環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカのペアによる営巣が複数確認されていることに加え、対象事業実施区域及びその周辺においてもクマタカの飛翔が確認されている。また、鳥獣保護管理法に基づき森林鳥獣生息地として指定されている県指定奥十曾鳥獣保護区が存在していることから、本事業の実施により、鳥類に対する移動経路の阻害、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア クマタカのペアごとに、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年環境省）を踏まえ、営巣中心域、高利用域、好適採食地等の推定等、行動圏の内部構造の解析を実施すること。行動圏の内部構造の解析の際は、解析に用いる飛翔、繁殖行動等のデータ、それらを得た調査手法等について専門家等に明示的に説明した上で、得られた助言を踏まえ、必要に応じて追加的な調査を行うこと。

イ クマタカについて、行動圏の内部構造の解析、年間予測衝突数の算定等の結果を踏まえ、改めて評価を行うとともに、適切に環境保全措置を検討すること。その際、営巣中心域と重複する配置又は営巣木から好適採食地への移動経路を分断する配置の風力発電設備が存在した場合には、専門家等からの助言を踏まえ、設置の取りやめや配置の変更を含む追加的な環境保全措置を検討すること。

ウ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施すること。また、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合には、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合には、その確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。